

【1】介護慰労金事業

(静岡県版)

項目	質問内容	回答
重複防止1	介護・医療・障害福祉の事業所を兼務する職員は、いずれで給付を受けるのかは、法人(職員)の判断によることによいのか。	慰労金は1人につき1回に限るとされています。各職員がどの事業所を経由して慰労金を受給するのかは、各職員の判断となりますが、1人につき1か所から申請を行うこととなります。
重複防止2	複数事業所に勤務する非常勤職員の、申請はどうやって行いますか。	まず、利用者と接する業務に通算して10日以上勤務しているかどうかを確認します。そして、法人単位で取りまとめることで、事業所間の二重申請がないことを法人が確認して申請します。
重複防止3	介護・医療・障害福祉を兼務する職員の重複申請も考えられるが、どのようなチェック方法を想定しているのか。	慰労金の受給を希望する職員は、代理受領委任状を法人に提出する必要があり、その中で当該職員が二重申請をしていないこと、二重申請が明らかとなった場合は返納義務があることを誓約いただくこととしています。 また、申請する事業所に対しては、 ・事業所が県に慰労金を申請する際には慰労金受給職員一覧を法人単位で取りまとめる必要があること、 ・国様式では氏名(漢字、カナ)、生年月日による同一者の有無を確認できること、 ・当該一覧は法人が職員への支給実績を記載した上で県に報告すること などを実施いただくことにより、二重給付の防止を講じています。
重複防止4	複数の事業所に勤務し、いずれでも要件をみたす場合の申請はどうすればよいか。	いずれの事業者で申請しても結構ですが、一人一回限りの給付のため、複数の機関からの申請はご辞退ください。仮に、二重に給付を受けた場合は、不当利得として返還していただくこととなります。
重複防止5	所謂「みなし事業所」や兼務の医師については医療と介護で重複して支給は受けられないという解釈で良いでしょうか。	お見込みのとおり、重複はできません。
重複防止6	訪問看護ステーションについては、医療分においても慰労金及び感染拡大防止等への支援があるが、感染拡大防止の経費については両方で助成できるのか。	医療保険及び介護保険両方の指定(みなし指定を含む)を受けている事業所であっても、介護事業所としての業務で必要な経費が発生している場合や介護従事者として慰労金の支給が必要な場合には、介護事業所としての申請が可能となるため、その支給が必要です。 なお、同一の対象に対する両交付金からの支払いや、同一の職員が両慰労金を受け取ることは禁止されます。慰労金については、受領委任に当たって、職員は他機関との重複受領をしない旨の制約を記載する必要があります。
重複防止7	訪問看護ステーションのように介護報酬と診療報酬の双方の指定を受けている場合、医療分と介護分のどちらの対象になるか。	2重給付とならなければ、どちらから申請しても差し支えありません。
重複防止8	名寄せについては法人内のみで法人間や医療、障害併せての名寄せは実施しなくてよいとのことか。	他の法人から受給していないことは、職員が事業所に提出する代理受領委任状で誓約させ、法人単位で作成する受給職員一覧の中で確認済みであることを職員ごとに明記することとしています。
重複防止9	法人単位での申請とされているが、県をまたいで勤務している者については、勤務地が所在する都道府県がまとめて支給する取り扱いという理解でよいか。	慰労金を申請する事業所・施設が所在する都道府県が支給します。
期間1	「患者又は濃厚接触者に対応」(訪問系の場合)又は「患者又は濃厚接触者が発生」(それ以外の場合)とは、R2年6月30日までにということか。それ以降も対象ということであれば、5万円を支給した後に、上記に該当するとなった場合は、差額の15万円を追加で支給するのか。	6月30日までの間となり、追加支給はありません。

【1】介護慰労金事業

(静岡県版)

項目	質問内容	回答
期間2	6/30以降新型コロナウイルス感染症に対応した場合、慰労金について20万円の対象外ということになるのか。対象外の場合、当該感染症に対応したにもかかわらず、日にちによって差が生じてしまうが、どのように考えを整理されるのか。	基準日を設定しない場合、年度末まで金額が固まらないこと及び慰労金の早期執行の観点から、医療分も含め一定の期限を設定したことについてご理解いただきましたようお願いいたします。
期間3	慰労金支給対象職員の始期は都道府県等における発症1例目等の明示がされていますが、終期は6月30日なのか年度内なのか御教示ください。 例えば6月30日までに10日以上勤務実績がある職員が働く施設で、10月に感染者が発生した場合、当該職員は20万円支給の対象となるのでしょうか。仮にそうだとすると、最初に5万円を支払い、その後15万円を追加で払うのでしょうか。	終期は6月30日となり、その時点の状況で対象者と支給額が決定となります。追加支給はありません。
期間4	慰労金に関し、支援対象者については、本年度末(令和3年3月末)までの申請が可能か。	静岡県への申請受付期間は、令和2年12月末日までを予定しています。
期間5	発生日または受入日から6月30日までの間に「介護サービス事業所・施設等で通算して10日以上勤務した者」とあるが、例えば、7月1日以降に入職し、申請までの間にクラスター等が発生した際に「利用者との接触を伴う」業務に従事した職員は、支給対象とならないのか。	対象となりません。
期間6	4月20日 利用者に新型コロナウイルス感染症陽性者発生 5月20日 当該事業所の利用者はすべて完治(退院) 6月1日 職員を採用(6月30日までに10日以上勤務し、利用者と接触) 上記の際の6月1日採用職員の給付額は20万円になるか。	・始期～6/30までに10日以上勤務 ・感染者発生日以降に1日以上勤務 の2つを満たしているため、20万円の対象となります。
勤務日数1	「勤務した日が、始期より令和2年6月30日までの間に延べ10日間以上あること」とされているが、静岡県の場合、「始期」はいつか。	静岡県内に所在する事業所・施設等の場合、「始期」は令和2年2月7日となります。
勤務日数2	「勤務した日が延べ10日間以上あること」が要件となっているが、日をまたぐ夜勤勤務は2日間とカウントするというのでよいか。	夜勤により日をまたぎ、当該施設の一日の所定労働時間を超える場合は2日として算定してください。
勤務日数3	短時間勤務で同一日に2回シフトがある場合は1日勤務か。 例)05:00～09:00、19:00～23:00	同一日に複数回シフトに入る場合は、同一日であるため1日とカウントします。
勤務日数4	複数の事業所で勤務する場合のカウントの仕方は。	通算してかまいません。
勤務日数5	慰労金の支給基準について、20万円支給対象職員に関して、「※対象期間に10日以上勤務した者であること」とあるが、5万円支給対象職員については、勤務日数にかかわらず(1日未満でも)勤務していれば対象となるのか。	実施要綱に記載のとおり、20万円、5万円のいずれにしても対象期間に10日以上勤務することが必要です。
勤務日数6	「介護サービス事業所・施設等に勤務する職員に対する慰労金の支給事業」の対象者である介護サービス事業所等での10日以上勤務実績は、国の事業説明資料にあるように、1日当たりの勤務時間の長短は問わないという理解で良いでしょうか。	1日当たりの勤務時間の長短は問いません。
勤務日数7	複数事業所に勤務しており、合算で10日間の要件を満たす場合、申請先の法人はどのように確認すればよいか。	自介護サービス事業所・施設等における勤務日数が10日未満の介護従事者等については、「参考様式1、参考様式2」を利用して、他介護サービス事業所・施設等における勤務日数証明を相手先法人等から取得してください。

【1】介護慰労金事業

(静岡県版)

項目	質問内容	回答
勤務日数8	慰労金の算定要件として10日以上勤務した者とされるが、1日1時間10日勤務した者が対象で8日計64時間勤務した者が対象とならないのは趣旨に沿わないと思われるが認められないか。	全国一律で時間では無く日数での区切りとしています。ご理解願います。
勤務日数9	慰労金の支給対象は、介護サービス事業所・施設等において勤務した日が通算して10日以上とのことだが、介護施設に5日、障がい者施設に5日勤務した場合は、支給の対象となるか。	介護事業所・施設等と障害福祉サービス事業所・施設等との勤務日の合計を慰労金の要件に合算して差し支えありません。
勤務日数10	慰労金の支給要件(期間内に10日以上勤務した者)について、同日に介護施設と障害者施設に勤務した場合は、2日間勤務したとみなせるか。	同一日であれば、1日とカウントします。
事業所休・廃業1	コロナ発生時点から6月30日までに、サービス提供実績が全く無い事業所の場合、「慰労金」の対象外か。	対象外です。 (例)休業していた (例)利用者がまったくいなかった
事業所休・廃業2	R2.4.1以降に休止、廃止した事業所も対象となるか	事業所の新規・廃止にかかわらず、対象期間に勤務実績がある介護従事者は補助対象です。
事業所休・廃業3	・始期より令和2年6月30日までの間に廃止となった施設・事業所の職員についても、慰労金の支給対象となるか。 ・廃止となった施設・事業所に勤務していた従事者の慰労金の申請については、申請を取りまとめるべき施設・事業所が存在しないため、個人で行うことになると考えるが、その場合、勤務期間の証明はどのように取得するのか。	事業所の廃止にかかわらず、対象期間に勤務実績がある介護従事者は補助対象となりますが、慰労金の申請については退職者と同様個人での申請となります。 勤務期間の証明等については、廃止となった事業所の職員や法人本部等への確認等での対応が必要となります。
事業所委託・派遣1	派遣労働者や委託業務に従事する職員の申請はどうすればよいか。	①利用者との接触を伴い、かつ②継続して提供が必要な業務を特定していただき、派遣会社、受託会社と相談して、当該業務に10日以上勤務している職員の一覧を提供してもらうなどにより、介護事業者からまとめて申請してください。
事業所委託・派遣2	慰労金の支給事業に係る対象者である派遣労働者や業務受託者の労働者が対象となる場合、委託元である介護事業所等の法人が慰労金を申請するという考え方で良いか。	申請は慰労金の対象となる介護サービス事業所・施設等となるので、派遣労働者や業務受託者の労働者が現に勤務する介護事業所等から請求することとなります。
事業所委託・派遣3	委託業者の職員は、どのような場合対象になるか。	①利用者との接触を伴い、かつ②継続して提供が必要な業務である場合に対象となります。 事務、施設内清掃、利用者搬送、利用者の給食といった場合は対象になることが多いと考えられ、廃棄物処理、寝具類清掃、設備や機械の保守点検は一般的に対象になりにくいと考えられますが、申請法人の実態に応じて判断いただくこととなります。
事業所委託・派遣4	業務受託者への慰労金支給事務は、委託している事業所・施設等を通じて行うこととするのか。	受託事業者の労働者個人への支払いについて、基本は慰労金を請求している事業所・施設から支給するものと考えています。
事業所委託・派遣5	必要以上の派遣社員の個人情報、事業所に提出するのは労働者派遣法に違反するのではないか。	派遣労働者が自ら同意のうえ、派遣先に自分の個人情報を提供することは違法ではないと考えられます。 今回は、派遣労働者が自らの意思で委任状を介護事業所・施設等に提出するものですので、介護事業所・施設等が取りまとめをしても問題ではないと考えます。
事業所委託・派遣6	派遣会社を通して介護保険事業所で勤務していた者がすでに退職している場合、当該事業所からの申請が難しく、直接申請するケースが見込まれる。この場合、該当期間に在職していたことの証明は、どこから取得し、誰が保管すればよいか。	在籍の証明については、派遣会社又は派遣先の事業所から取得し、派遣先事業所及び申請者それぞれが保管して下さい。

【1】介護慰労金事業

(静岡県版)

項目	質問内容	回答
事業所委託・派遣7	派遣労働者や業務受託労働者に対する慰労金の支給は、派遣先事業所からの支給か、派遣先事業所から派遣会社を経由しての支給か(処遇改善加算と同様か)。	職員への慰労金支給方法は、派遣先事業所と派遣会社・受託会社の調整によりどちらからでも差し支えありません。ただし、慰労金の振込手数料は介護事業所が負担する分までが助成対象となります。
事業所委託・派遣8	派遣職員の慰労金の支給を、派遣先介護事業所→派遣元会社→派遣社員というスキームで想定している場合、振込手数料の補助できる範囲はどこまでか。 (1)派遣元会社へ振り込むまで (2)派遣社員へ振り込むまで	(1)となります。派遣先の介護事業所が負担する振込手数料までが補助範囲となります。
事業所新規	新規事業所の取扱いについての整理 今後許可された事業所も随時対象になるか。	・事業所の新規・廃止にかかわらず、対象期間に勤務実績がある介護従事者は補助対象 ・7月以降の新規事業所であっても、前勤務先において要件を満たす介護従事者について、当該新規事業所が申請することはあり得ます。
事業所申請1	慰労金を申請するにあたっては、慰労金受給職員一覧を法人単位でとりまとめて提出することとしている一方で、事業所ごとの申請も認めている。例えば、複数の事業所を持つ法人が事業所単位で申請する場合は、それぞれの事業所が法人単位でとりまとめた慰労金受給職員一覧表を添付の上申請するということがよいか。	お見込みのとおりです。 また、法人でとりまとめたの申請を原則としていますが、事業所単位で申請する場合も法人名で(法人として)申請してください。
事業所申請2	事業所・施設等が介護従事者等に支給する際の振込手数料は、本事業の対象になるのか。	各事業所における職員個人への慰労金の振込手数料は、慰労金の金額に加えて一括して申請することができます。
事業所書類保管	施設等の勤務を確認するため、就労証明書等、就労を確認する書類を徴収する必要はあるのか。	申請様式において確認するとともに、各事業所においては都道府県からの求めがあった場合に関係書類が提出できるよう適切に保管する取扱とします。
事業所総合事業1	「介護予防・生活支援サービス事業の事業者であって、当該地域における緊急事態宣言発令中に市町村からの要請を受けて業務を継続していた事業者は対象」とあるが、この場合、指定外サービス(委託、補助による実施)も対象となるのか。	対象となります。
事業所総合事業2	総合事業(介護予防・生活支援サービス事業)の事業者は対象になるのか。	「指定サービス」及び「介護予防・生活支援サービス事業の事業者であって、当該地域における緊急事態宣言発令中に市町村からの要請を受けて業務を継続していた事業所」が対象となります。
事業所総合事業3	介護予防・生活支援サービス事業の事業者であって、当該地域における緊急事態宣言発令中に市町村からの要請を受けて業務を継続していた事業所については、対象となる。」と記載があるが、どういった意味か。	介護予防・生活支援サービスの事業所のうち、委託等の指定以外で実施されているサービス(サービスAやサービスC等)を想定しています。
事業所総合事業4	「市町村からの要請を受けて業務を継続していた」場合として、どのような例が想定されるのか。 例えば、緊急事態宣言発令中に、市町が事業所に対し、感染防止対策を講じるよう注意喚起の周知を行った場合、業務を継続することを前提に周知するものと考えられるため、それをもって業務継続を要請したものと解釈してよいか。	市町村からの要請については特段の形式を問いませんので、市町と事業所が同じ認識であれば対象となる可能性があります。
事業所総合事業5	県HP(1)「対象となる方」注4に、「委託や助成による介護予防・生活支援サービス事業の事業者であって、当該地域における緊急事態宣言発令中、市町村からの要請を受けて業務を継続していた事業所については対象となる」と規定されている。市町村から要請を受けていないが、業務を継続していた事業所は支給対象外なのか。	対象外となります。

【1】介護慰労金事業

(静岡県版)

項目	質問内容	回答
事業所 総合事業6	委託により訪問型サービスを提供する事業所であり、所在する町内でコロナウイルス感染症陽性者が発生し、町からの休業要請により、4月10日から休業し、再度、町の要請で5月7日から事業を再開した事業所(緊急事態宣言の発令期間は4月16日～5月13日)は該当するか。	緊急事態宣言発令中に市町からの要請をうけて業務を実施した事業所が対象となり、勤務期間(10日以上)の換算期間については、2月7日から6月30日までの間となります。
事業所 地域包括1	「現に従事している者」において(公設の地域包括支援センター)との記載がありますが、慰労金の対象となるのでしょうか。	各介護予防サービス及び介護予防・日常生活支援総合業(指定サービス・介護予防ケアマネジメント)が対象となっています。公立、民間は問いません。
事業所 地域包括2	地域包括支援センターの記載があるが、地域包括支援センターは本補助の対象となるか。	対象事業所として、「各介護予防サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業(指定サービス・介護予防ケアマネジメント)を含む」とされており、この観点から地域包括支援センターも対象となります。
事業所 地域包括3	市町村直営の介護事業所・地域包括支援センター職員への慰労金の申請者は、市町村長でよいか。また、市町村が地域包括支援センターの運営を委託している場合は、受託先事業者を申請者とすべきか。	受託事業も含めて市町村長で差し支えありません。公設施設で制度的に慰労金を受け入れられない場合は、当該事業所(センター)から直接都道府県に申請することとなります。
事業所 地域包括4	地域包括支援センターの中には市町職員が対応しているところもあるが、市町職員も慰労金支給の対象となるのか。また、事業所として市町が支援金の対象となるのか。	公立、民間の区別は問いません。公設施設で制度的に市町が慰労金を受け入れられない場合は、当該事業所(センター)や職員から直接県に申請することとなります。
事業所 地域包括5	慰労金について、市町など公的機関の場合、今回1回限りの慰労金の支給であっても、支給の根拠となる「職員の給与等に関する条例」や「会計年度任用職員の給与、費用弁償に関する条例等」の改正が必要となるのか。	公設施設で制度的に慰労金を受け入れられない場合は、当該事業所(地域包括支援センター等)や職員から直接県に申請することとなります。
事業所 地域包括6	県ケアマネ協会のような介護保険施設でも老人福祉施設でもない団体でも支援対象となるか。	居宅介護支援事業所も対象となっています。
事業所 地域包括7	各介護予防サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業(指定サービス・介護予防ケアマネジメント)を外部に委託している地域包括支援センターについては、対象となるか。	地域包括支援センターが介護予防ケアマネジメントを外部に委託する場合においても、地域包括支援センターは、初回の介護予防ケアマネジメントを行うほか、継続して関与することとなり、これらの業務を通じて、利用者との接触を伴うセンター職員については、対象となります。
事業所 老人ホーム1	特定施設入居者生活介護の指定を受けている事業所のうち、特定施設入居者生活介護のみ対応している従業員だけではなく、事業所単位で考えて、特定施設入居者生活介護以外の部分を担当している職員も含めて、国保連の対象事業所と考えればよいか。	特定施設入居者生活介護の指定を受けている事業所であれば国保連による支払が可能であり、この場合、特定施設入居者生活介護のみ対応している従業員だけではなく、事業所単位で考えて、特定施設入居者生活介護以外を担当する職員も含めて申請が可能です。
事業所 老人ホーム2	同一法人が運営する介護保険事業所番号を持たない施設等(特定施設でない養護、軽費、有料、サ高住)と介護保険事業所との一括申請も可能と解してよいか。この場合、介護保険事業所番号を持たない施設等が含まれるが、国保連等のシステム処理も行えるという理解でよいか。	国保連は、事業者番号に登録された口座に慰労金・支援金を支払うため、国保連による受付・支払は、介護サービス施設・事業所の指定を持つものに限られます。
事業所 老人ホーム3	特定施設入居者生活介護の指定を受けている事業所のうち、特定施設入居者生活介護のみ対応している従業員だけではなく、事業所単位で、特定施設入居者生活介護以外の部分を担当している職員も含めて、国保連の対象事業所と考えればよいか。	お見込みのとおりです。

【1】介護慰労金事業

(静岡県版)

項目	質問内容	回答
事業所 老人ホーム4	老人福祉法の施設(養護老人ホームや軽費老人ホーム)やサ高住など国保連に報酬請求を行っていない施設は、都道府県が直接支払うことが想定されているが、その場合、個別の職員に支給するのではなく、県から施設(法人)にまとめて支払い、その後、施設(法人)から支払うこととしてよいか。	施設・事業所経由が「利用者に接する要件」の確認ををし、代理受領委任状の提出を受けただうえで、法人がまとめて代理申請を行ってください。
事業所 老人ホーム5	サービス付き高齢者向け住宅も対象となっているが、有料老人ホームに該当しないサービス付き高齢者向け住宅も含めて全て対象となるという認識でよいか。	対象となります。
事業所 老人ホーム6	サービス付き高齢者向け住宅(以下、「サ高住」という。)は、食事提供サービスがある場合等には、有料老人ホームに該当するが、それ以外のサ高住についても、慰労金の対象とするのか。	有料老人ホームに該当しないサービス付き高齢者向け住宅も対象となります。
事業所 老人ホーム7	有料老人ホームやサ高住は、県で申請から支払・額の確定まで行う事となりますが、申請用紙等は国保連への申請書と同じ様式を使用するのでしょうか。	同じ様式を使用しますが、添付書類が異なりますのでご注意ください。
事業所 老人ホーム8	有料老人ホームやサ高住が申請する場合、申請者は法人でなければならないでしょうか。各施設長が申請することは可能でしょうか。	法人でとりまとめた申請を原則としていますが、事業所単位で申請する場合も法人名で(法人として)申請してください。
事業所 老人ホーム9	訪問介護事業所を併設したサービス付き高齢者向け住宅をしている。この場合、交付金の申請は国保連経由になるのか、それとも県に直接になるのか。	訪問介護事業所分は国保連を経由して申請し、サービス付き高齢者向け住宅分は県に直接申請してください。
事業所 老人ホーム 10	高齢者専用マンション(有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅など実施要綱で給付対象としている事業所・施設等ではない。)で、入居者の健康管理に従事する看護師については、慰労金の対象ではないと思われるが、入居者がデイサービスで通所している施設において、クラスターが発生したことにより、濃厚接触者とされた入居者の健康観察(2週間)に従事した場合、当該看護師に慰労金は支給されないのか。	慰労金の支給対象とはなりません。
事業所 老人ホーム 11	未届けの有料老人ホームについては慰労金の支給対象外か。	お見込みのとおり対象外です。
事業所 その他1	救護所は新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(介護分)の対象となるのか	障害福祉サービス等分も含め、救護所については対象外となります。
事業所 その他2	生活支援ハウスの職員は慰労金の対象となるか。	生活支援ハウス(高齢者生活福祉センター)については、公的な仕組みとして位置付けているとともに、1人暮らしに不安がある高齢者に対して住まいを提供して生活支援を行うものであることから、他の居住系サービスと同様に取扱い、慰労金の対象として差し支えない。
事業所 その他3	特定福祉用具販売の福祉用具専門相談員は慰労金の対象になるのか。	原則として福祉用具相談専門員が、特定福祉用具販売の業務として、10日以上、利用者の居宅へ訪問をして利用者へ接した場合は、慰労金の対象として差し支えない。
職種 全般1	資格や職種、勤務形態等での限定はあるか。	正社員、非常勤、嘱託、パート、アルバイト、派遣労働者、委託業者等、対象となります。 公立施設の公務員も対象となります。
職種 全般2	「継続して提供することが必要な業務」について、国が想定する具体例は。	一定の期間継続的に提供することが前提とされる業務であれば対象として差し支えありません。

【1】介護慰労金事業

(静岡県版)

項目	質問内容	回答
職種利用者1	「利用者と接する」はどこまで含まれるか。	該当 ・受付、会計等窓口対応を行う職員 ・施設内の様々な部門で利用者に関与する対応を行う職員 非該当 ・対象期間中はテレワークのみの勤務 ・サービスを提供する施設とは区分された法人本部のみの勤務
職種利用者2	利用者と接する職員とは、職種で判断するのではなく、事務員等でも臨時的に利用者へ接する業務を行った場合は対象となると解釈してよいか。また良いとした場合、その臨時的対応が10日未満であっても事業所での勤務日が10日以上あれば対象と考えてよいか。	利用者との接触とは、身体的接触に限られるものではなく、対面する、会話する、同じ空間で作業する場合も含まれます。利用者がいる建物から離れた別の建物に勤務し、物理的に利用者に会う可能性が全く無いような場合は対象とはなりません。また、利用者と接触する日が1日でもあれば対象となります。なお、最終的な判断は都道府県が行うこととなりますが、一義的には各事業者で判断いただくこととなります。
職種利用者3	「利用者との接触を伴い」かつ「継続して提供することが必要な業務」の趣旨は、どのような業務内容を指すのか具体的にお示しいただきたい。また、同一建物内の事業所・施設等に勤務している職員であっても上記趣旨に合致しない場合は、対象にならない者もいると解釈してよいか。	利用者との接触とは、身体的接触に限られるものではなく、対面する、会話する、同じ空間で作業する場合も含まれます。利用者がいる建物から離れた別の建物に勤務し、物理的に利用者に会う可能性が全く無いような場合は対象とはなりません。継続して提供とは、一定の期間継続的に提供することを前提とした業務であれば対象として差し支えありません。
職種利用者4	施設等に勤務し、利用者へ接する職員とは、具体的にはどの範囲までが対象となるのか(事務職員、清掃員、調理師等も対象となるのか)。また、対象者の確認方法をどうすればよいか。	対象職種には限定はありません。申請様式において確認するとともに、各事業所においては都道府県からの求めがあった場合に関係書類が提出できるよう適切に保管する取扱とします。
職種利用者5	「利用者との接触を伴い」とは、どの程度の接触を指すのか。 例)身体的接触、会話、同じ空間で作業、利用者の着衣を洗濯など	利用者との接触とは、身体的接触に限られるものではなく、対面する、会話する、同じ空間で作業する場合も含まれます。利用者がいる建物から離れた別の建物に勤務し、物理的に利用者に会う可能性が全く無いような場合は対象とはなりません。
職種利用者6	「利用者との接触を伴い」かつ「継続している提供することが必要な業務」に合致する状況下で働いている職員も対象に認められるのか。 例)清掃等の受託契約で従事する者、食事介助や洗濯等のボランティア、デイサービス送迎車の運転手	実施要綱のとおり、要件に該当した職員、派遣労働者、業務受託者において対象となります。ボランティアについては対象とはなりません。
職種利用者7	介護職員以外(事務職員等)であっても、「利用者との接触を伴い」かつ「継続して提供することが必要な業務」に従事していれば、交付の対象となるのでしょうか。	対象となります。
職種利用者8	日常的には施設利用者とは接することが少ない常勤事務職員の場合、一度でも利用者へ接したことがあれば対象となるか。また、どの職種まで対象なのか。介護職員のみなのか、それとも、調理員や清掃員、宿直員を含むのか。	対象期間中に1日でも利用者へ接した職員は対象となります。また職種に限定はありません。
職種利用者9	慰労金の対象者「利用者へ接する職員」と「利用者との接触を伴い」とは、どのような違いがあるか。	違いはありません。 利用者との接触とは、身体的接触に限られるものではなく、対面する、会話する、同じ空間で作業する場合も含まれます。利用者がいる建物から離れた別の建物に勤務し、物理的に利用者に会う可能性が全く無いような場合は対象とはなりません。
職種個別1	施設等の厨房や送迎の職員は対象に含まれるか。対象施設等に併設された法人本部職員が、利用者へ接している場合には対象に含まれるか。	支給対象は職種で区分していないので、ご指摘の職員も対象となります。
職種個別2	事務職員、給食調理員、リネン業務員、運転手についても、「利用者との接触を伴い」かつ「継続して提供することが必要な業務」に合致する状況下で働いていると判断されれば、給付対象となるのか。	お見込みのとおりです。

【1】介護慰労金事業

(静岡県版)

項目	質問内容	回答
職種個別3	訪問介護事業所等の事務員等は対象に含まれるか	訪問介護事業所等において、感染症対策に配慮したサービス提供をヘルパー等と一体となって実現している場合には対象となります。なお、対象期間に訪問サービスを提供していないサービス提供責任者やヘルパーについても同様となります。
職種個別4	訪問介護事業所等において、実際に利用者宅でサービス提供を行っていない事務職員でも対象となるのか。	感染症対策に配慮したサービス提供をヘルパー等と一体となって実現している場合には、お見込みのとおり対象となります。
職種個別5	レンタル用具返却の消毒洗浄作業のみにかかわる者で利用者と接触しない者は対象となるのか。	対象となりません。
職種個別6	薬局で居宅療養管理指導のみなし指定を受けている場合、当該事業所において利用者と接した薬剤師だけでなく、その他の職員も慰労金の対象となるということでしょうか。	居宅療養管理指導事業所の職員として、「利用者と接する」必要があることから、居宅療養管理指導を提供するために利用者宅を訪問した日数が、暦日で10日以上ある必要があります。
職種個別7	居宅療養管理指導事業所とある同事業所に勤務する、歯科医師、薬剤師は支給対象と考えてよいのか。	居宅療養管理指導事業所の職員として、「利用者と接する」必要があることから、居宅療養管理指導を提供するために利用者宅を訪問した日数が、暦日で10日以上ある必要があります。
職種個別8	居宅療養管理指導事業所も対象となっているが、医療みなしであるため、すべての薬局等が申請してくることも考えられるが、対象期間に居宅療養管理指導の請求のある事業所等に限るなどの要件を設けるのか。	居宅療養管理指導事業所の職員として、「利用者と接する」必要があることから、居宅療養管理指導を提供するために利用者宅を訪問した日数が、暦日で10日以上ある必要があります。
職種個別9	介護施設に併設している保育所について、高齢者とのふれあいのためバリアフリーとなっている。保育士も「利用者と接する」に該当するが、慰労金の対象となるのか。	施設と直接契約関係のない保育士は支給対象とならない。
職種個別10	介護事業所(小規模多機能)と同一建屋・別法人で、高齢者宅に弁当を作って宅配しているが、こちらの従事者は対象になるか。	対象外になります。
職種個別11	利用者と接する役員は含まれるか。また、役員が介護士等を兼ねている場合は、対象となるのか。	役員であっても慰労金の要件に該当した場合は、慰労金の支給対象として差し支えありません。
職種その他1	施設内のコンビニエンスストアやレストラン、銀行、敷地内薬局などいわゆる賃貸借契約による場所貸しとして営業する事業者は対象になるか。	対象外になります。
職種その他2	施設と直接契約関係のない保険販売員や飲料販売業者等については対象外と考えてよいのか。	事業所・施設と直接契約関係の無い業者は対象となりません。
職種その他5	住民主体のボランティアサービスなどであっても慰労金の対象範囲となるのか。	慰労金の対象は当該事業所に勤務する職員となります。なお、ボランティアは対象となりません。
退職者1	介護サービス事業所・施設等を退職した者の勤務期間の証明とは。	退職した者の確認については、勤務証明を事業所・施設等に発行してもらいます。
退職者2	退職した者については、都道府県への直接申請とされているが、退職した者が県外に転出(または県をまたいで通勤していた)場合、住所を有する都道府県への申請という理解でよいのか。	勤務先であった都道府県への申請をお願いします。 ※住所を有する都道府県の申請とすると勤務実績等の確認ができないため
退職者3	事業所側から、退職者に事前に対象になることを知らせないといけないのか。退職者が施設がある都道府県とは別の地域に住んでいる場合、退職者が住んでいる都道府県に申請を行うのか。	別の事業所で働いている可能性もありますが、できるだけお知らせいただきますよう、お願いします。 退職した者は個人で申請となりますが、元の勤務先が所在する都道府県への申請をお願いします。

【1】介護慰労金事業

(静岡県版)

項目	質問内容	回答
退職者4	退職者向けの申請書様式は示さないのか。また、退職者が個人で申請する場合、添付書類として在籍証明書の添付は必須か。	個人用の申請様式を示させていただいております。また、在籍については勤務先の証明で足りると思います。(申請様式に記載欄を設けています。)
退職者5	「退職者からの給付申請にあたっては、いずれの場合においても、原則として、当該退職者が勤務していた介護サービス事業所・施設等から勤務期間の証明を取得し、慰労金を申請する介護サービス事業所・施設等において適切に保管して下さい。」について、退職者が該当期間に在職していた事業所等において証明書を保管するという意味か。直接申請の場合は申請する事業所等は存在しないが、誰が証明を保管すればよいのか。	勤務期間の証明については、申請者及び事業所において写しを取っておく等、それぞれが適切に保管して下さい。
退職者6	退職者にかかる慰労金を個人が直接申請する場合で、給与明細等で勤務日数や業務内容が確認できない場合は、勤務先証明欄の記載・捺印は必須となるのか。 (一部の退職者の中には、勤務先と連絡を取ることをためられ、申請しない職員もいると思われる。)	勤務していた施設・事業所等の廃業(閉鎖)等により、やむを得ない事情により勤務証明(個人申請書様式における勤務先記載欄)が取得できない場合は、申請先の都道府県と相談の上で、申請者自身が勤務日数や勤務内容を証明する資料を用意して、都道府県に提出して下さい。 (勤務を証明する資料の例) 雇用契約書、労働契約書、辞令、給与明細、源泉徴収明細、勤務表(出勤表)
感染接触1	特別養護老人ホーム内で感染者が発生した場合に、同一施設内に併設する短期入所、通所介護、訪問介護等の他のサービスのすべてについて感染者が発生した事業所に区分できると考えてよいか。	同一空間を共有している併設事業所は、全てに感染者が発生した事業所と取り扱ってください。
感染接触2	職員のみ新型コロナウイルス感染症患者となり、利用者・入所者に感染者は出ていない場合、当該事業所・施設等に勤務して、利用者と接する職員(罹患した職員及びその他の職員)は20万円支給対象者となるのか。	利用者に感染者又は濃厚接触者がいない場合は20万円の対象とはなりません。
感染接触3	「新型コロナウイルス感染症患者又は濃厚接触者」とあるが、患者又は濃厚接触者とは利用者に限るのか。事業所・施設等の職員が感染し、利用者に誰も患者・濃厚接触者がいない場合は、20万円の対象となるのか。	利用者に誰も感染者・濃厚接触者がいない場合は5万円となります。
感染接触4	感染者又は濃厚接触者である者は「利用者」に限られ、「職員(委託等で施設内で従事する者を含む)」は含まれていないと解してよいか。	お見込みのとおり。
感染接触5	20万円支給対象職員に関しては、感染者・濃厚接触者発生日以降とあるが、発生日とは次のうち、どの日を指しているのか。(感染者:発症日・陽性確定日、濃厚接触者:感染者と接触した日、事業所が認識した日、保健所が当該人物を把握した日)	患者については症状が出た日、濃厚接触者については感染者と接触した日となります。
感染接触6	発生日が令和2年7月1日以降で、当該施設での勤務が始期から令和2年6月30日までの間に10日以上あり、かつ、発生日以降に感染症患者又は濃厚接触者である利用者に対応した職員は、20万円の給付対象となるか。 あるいは、給付対象期間についても、給付対象となる職員の勤務要件の「始期より令和2年6月30日までの間」と同一と解してよいか。	給付対象期間は、給付対象となる職員の勤務要件の「始期より令和2年6月30日までの間」となり、その時点で慰労金の対象者及び金額が確定します。
感染接触7	(20万円対象者)「感染症患者又は濃厚接触者」の終期はいつまでとなるのか。入院措置等の解除日までとなるのか。また、濃厚接触者の終期についてはどのように整理すればよいのか。	感染症患者の終期は、当該患者が退院基準、宿泊療養・自宅療養の解除基準を満たす等により、感染の疑いがないと判断された時。 濃厚接触者の終期は、基本的には最終曝露日から14日間の健康観察期間が終わった時ですが、濃厚接触者かどうかを確認した結果、濃厚接触者であると確認できない場合は濃厚接触者ではないとして取り扱ってください。

【1】介護慰労金事業

(静岡県版)

項目	質問内容	回答
感染接触8	「濃厚接触者」には、「濃厚接触者として認定されていないが、保健所指導でPCR検査を受け自宅待機を要請された者」は含まないと解してよいか。	含みません。
感染接触9	今後、感染者が発生した場合には、当該施設・事業所の職員は20万円を受領することは可能であるか。 また、現時点において感染者や濃厚接触者が発生していない介護施設・事業所の職員が5万円の慰労金を受け取っていた場合、今後、施設・事業所内で新型コロナウイルス感染症が発生したとしても差額の15万円を受領することはできないと解するのか。	終期である6月30日までの状態で慰労金の金額が確定いたします。
感染接触10	現時点で新型コロナウイルス感染症が発生等しておらず、施設等への職員に対し5万円を申請(給付)された施設において、その後、新型コロナウイルス感染症が発生し、20万円の支給対象となった場合、差額の15万円を申請することは可能か。	6/30までの期間の間で判断するため、差額申請はありません。
感染接触11	感染者が発生した介護施設・事業所においては、感染者発生時点の前に退職していた職員を含めて20万円の支給対象となるのか。	20万円の要件となるには感染者発生以降に勤務する必要があります。
感染接触12	「介護サービス事業所・施設等に勤務する職員に対する慰労金の支給事業」における利用者とは、新型コロナウイルス感染症の陽性者、濃厚接触者以外の者を含むと解釈してよろしいか	利用者は、新型コロナウイルス感染症の陽性者、濃厚接触者以外の者を含みます。
感染接触13	「濃厚接触者である利用者に対応した」とあるが、この要件について、誰がいつどのように判断し申請することを想定しているのか。	A:濃厚接触者は保健所が判断しますが、保健所等から濃厚接触者の情報が得られない場合について、以下に該当した場合は、対象として差し支えありません。 ①濃厚接触者である利用者から保健所から連絡が入る ②濃厚接触者である利用者が、保健所から自身が濃厚接触者であることの連絡があったことについて、事業所に報告 ③事業所がそれを認識した上でサービスを提供 ※上記について職員の装備や勤務記録、サービス提供記録、その他の書類を踏まえて確からしいと判断がつけば可
感染接触14	6/30以降新型コロナウイルス感染症に対応した場合、慰労金について20万円の対象外ということになるのか。対象外の場合、当該感染症に対応したにもかかわらず、日にちによって差が生じてしまうが、どのように考えを整理されるのか。	基準日を設定しない場合、年度末まで金額が固まらないこと及び慰労金の早期執行の観点から一定の期限を設定したことについてご理解いただきますようお願いいたします。
感染接触15	「患者については症状が出た日、濃厚接触者については感染者と接触した日」とされているが、その日の特定は何をもって行うのか。	職員の装備や勤務記録、サービス提供記録、その他の書類を踏まえて確からしいと判断がつけば可となります。
感染接触16	「患者については症状が出た日、濃厚接触者については感染者と接触した日」も6月30日までを想定しているか。	お見込みのとおり、6/30までとなります。
感染接触17	通所リハで、利用者の家族が、新型コロナウイルス感染症であり、利用者が濃厚接触者であった場合、その事業所の職員は、一人20万円の対象となるのか。 また、入所の利用者も入院後に陽性反応が出た場合は、対象となるのか。	通所リハのケースは、当該利用者が濃厚接触者である期間にサービスを利用した場合は、その利用日以降に勤務した職員は20万円。 入所のケースは、感染者は症状が出た日を基準とするため、入所中に症状が出ていれば、入院後に陽性となった場合も20万円の対象となります。
感染接触18	「利用者との接触を伴い」かつ「継続して提供することが必要な業務」に合致する状況下に係る判断は法人(事業所)においてなされるのか。 ※同一施設で5万円対象者と対象にならない職員が発生することを懸念している。	最終的な判断は都道府県となるが、一義的には事業所、施設において判断がされます。なお、要件に該当した者を排除することは認められません。

【1】介護慰労金事業

(静岡県版)

項目	質問内容	回答
感染接触19	同一建物内の事業所で感染者が発生した場合に、併設する法人本部については感染者が発生した事業所と取り扱って、法人本部職員についても20万円支給の対象としても差し支えないか。	同一建物内で併設する法人本部についても、感染者が発生した事業所と取り扱って差し支えない。
感染接触20	病院内に事業所がある場合、その事業所の利用者において感染者・濃厚接触者は発生していないが、感染者・濃厚接触者を病院として受け入れている場合、20万円の支給対象となるのか。	医療機関と同一空間を共有する併設事業所の場合は、感染者・濃厚接触者に対応した医療機関と同様の取扱として差し支えありません。
感染接触21	慰労金の20万円の対象範囲について、デイサービス等における利用者の定義は、「登録者」ではなく、「患者・濃厚接触者としての基準日以降に利用があった者」という理解か。 登録者で、直近で利用がなく、契約のみ残っている者が患者・濃厚接触者になった場合でも対象になるか。	登録者ではなく、「患者・濃厚接触者としての基準日(患者については、症状が発生した日、濃厚接触者については、感染者と接触した日)以降に利用があった者」となります。
感染接触22	慰労金の20万円の対象範囲について、訪問系については、訪問をしたことが条件と考えればよいか。 居宅療養管理指導事業所、居宅介護支援事業所、福祉用具貸与事業所については、患者・濃厚接触者としての基準日以降に訪問をして指導等したことが条件であるという認識でよいか。 福祉用具について、レンタル期間中に結果として、濃厚接触者となったが、訪問等調整をしていない場合でも対象になり得るのか。	実際に、訪問をしたことが条件となります。利用者が濃厚接触者である期間に訪問をしていない場合は対象とはなりません。
感染接触23	5月20日 利用者にサービス提供(家族の感染情報なく、濃厚接触者と認識せずにサービスを提供) 5月21日 利用者の家族の陽性を確認(発症日:5月14日) 5月24日 利用者の陽性を確認(無症状) 対応した職員3名は保健所から濃厚接触者に指定され、2週間の自宅待機となった(検査の結果、陰性)。この場合の慰労金額は。	5/20以前に利用者自身が「濃厚接触者」に該当する者であれば、給付額は20万円となります。
感染接触24	感染者が出た施設に応援に行き、当該施設で勤務した場合は、20万円によいか。	慰労金の趣旨に鑑み、慰労金の要件をみたしている場合は、20万円の対象となります。
感染接触25	感染者が出た施設に応援に行った場合、申請はどの施設から行うのか。	派遣元の施設から、派遣元施設が所在する都道府県に申請をしてください。その際、派遣元の施設に感染者等が発生していなければ、1人だけ20万円の申請となる場合がありますが、事後に説明ができる関係書類の保管をお願いします。
振込課税1	慰労金は課税所得になるのか。 差し押さえがされるのか。	慰労金は非課税所得となります。 「令和二年度ひとり親世帯臨時特別給付金等に係る差押禁止等に関する法律」により、慰労金は差押えが禁じられています。
振込課税2	慰労金は給与と同時に支払われることが想定されるが、給与振り込みの際に生じた振込手数料は、通常の給与支払によって生じた者であり、慰労金の支払いによって必要となった経費ではないため、補助対象とできないとの理解でよいか。	慰労金は非課税所得となります。給与等とは別で振り込むなどにより、源泉徴収しないようご注意ください。
振込課税3	法人から職員への支払い方は、給与の非課税分として払う、単独で払うのどちらでもよいか。 また、社会保険料や雇用保険料は天引きしてよいか。	どちらでも構いませんが、非課税所得として支給するよう留意してください。 今回支給されるのは慰労金であるので、保険料の天引きは行わず、満額が職員に支給されるようお願いいたします。

【1】介護慰労金事業

(静岡県版)

項目	質問内容	回答
振込 課税4	慰労金については、社会保険料の天引ができないものと理解しているが、それでよいか。	給与ではないため、社会保険料の天引ができません。
先行 支給1	既に行われた事業者独自の慰労金給付の財源に、代理申請により得た給付資金を充てることは認められるか。	「介護サービス事業所・施設等に勤務する職員に対する慰労金の支給事業」として都道府県への申請前に慰労金を支給した場合は本交付金の対象となります。
先行 支給2	代理申請により得られる給付資金支払い及び都道府県の決定通知を待たずに、事業者負担により給付額と同額の支払いを先に行うことは可能か。	先行して職員に慰労金の支給をした後に、本交付金の申請を行うことも可能。

【2】感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業 (静岡県版)

項目	質問内容	回答
事業所1	医療みなし指定(医療機関、診療所併設)の事業所の場合、介護サービス提供支援事業について、例えば、1つの診療所において、訪問看護、訪問リハ及び通所リハを行っていた場合、サービス種別ごとに上限額まで申請・交付できるということか。	サービス種別ごとに上限額まで申請・交付できます。
事業所2	介護老人保健施設が空床利用で短期入所療養介護を実施している場合、介護老人保健施設分と短期入所療養介護分の両方の交付を受けることができるか。	施設系サービスで空床利用型の短期入所を行っている場合の取扱は以下のとおりとします。 ①本体施設分→本体施設の定員×基準単価 ②短期入所(空床利用型)→前年度の1月当たり平均利用者数×基準単価 を用いることとします。 *年間120人が利用とすれば、120/12月で1月平均10人となります。
事業所3	短期入所事業所について、単独だけでなく特養等に併設の短期入所支援事業所についても、定員×基準額(44千円)で補助してよろしいでしょうか。	併設型の短期入所については、左記の取扱でかまいません。
事業所4	各介護予防サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業(指定サービス・介護予防ケアマネジメント)について、事業者指定サービスのみが対象となり、委託・補助等によるものは対象外という理解でよいか。	事業者指定サービスのみが対象となります。
事業所5	「介護予防・日常生活支援総合事業(指定サービス・介護予防ケアマネジメント)を含む」と記載がありますが、指定サービスとは何をさしているのでしょうか。市町村が事業者指定している事業所のみを対象という意味でしょうか。それとも委託、補助等の事業所も対象となりますでしょうか。	市町村が事業所指定している事業所のみを指しています。
事業所6	複数の介護サービス事業所・施設等を有する事業者の一括申請について、同一法人が運営する介護保険事業所番号を持たない施設等(特定施設でない養護、軽費、有料、サ高住)と介護保険事業所との一括申請も可能と解してよいか。 この場合、介護保険事業所番号を持たない施設等が含まれるが国保連等のシステム処理も行えるという理解でよいか。	国保連は、事業者番号に登録された口座に慰労金・支援金を支払うため、国保連による受付・支払は、介護サービス施設・事業所の指定を持つものに限られます。介護保険事業所番号を持たない施設等の分は、別途、静岡県に直接申請してください。
事業所7	市町が事業者の場合も対象か。(介護予防マネジメントについては、市役所内の地域包括C内にあるケースが多く、そのような場合も感染対策などの事業も補助対象になるのか)	公立、民間は問いません。
事業所8	養護老人ホーム及び軽費老人ホーム並びに有料老人ホームについて、(介護予防)特定施設入居者生活介護及び地域密着型特定施設入居者生活介護の指定を受けていない場合でも、支援の対象としてよいか。	対象となります。(1次補正のサービス継続支援事業の対象事業所も同じ整理です)
事業所9	サービス付き高齢者向け住宅について、有料老人ホームに該当しない事業所については、支援対象とならないと理解してよいか。	有料老人ホームに該当しないサ高住も対象となります。

【2】感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業 (静岡県版)

項目	質問内容	回答
事業所10	現に運営されており実態として有料老人ホームに該当する施設のうち、①設置届の書類提出はあるものの不備等で補完が完了していない施設、②設置届の書類提出もない施設、についても実態として有料老人ホームに該当して運営していることから、支給の対象としてよいか。また、その際に追加的要件等があるか。	届出が出されている有料老人ホームが対象となります。
事業所11	「介護予防・生活支援サービス事業の事業者であって、当該地域における緊急事態宣言発令中に市町村からの要請を受けて業務を継続していた事業所」は、慰労金の対象となるが、慰労金以外の事業(かかり増し経費支援、在宅サービス事業所による再開支援助成、在宅サービス事業所における環境整備助成)の対象にはならないということによいか。	お見込みのとおり、慰労金のみが対象となります。
事業所12	地域包括支援センターは対象となるか。別紙1の単価表に項目がない。	別表1表下の注において、「介護予防ケアマネジメントは居宅介護支援事業所と同じとする」という部分で適用いたします。
事業所13	介護予防・日常生活支援総合事業のうち、①通所型B及び②一般介護予防事業を住民組織に委託し実施しているが、「感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業」に該当するか。	対象外となります。
休廃業1	令和2年4月1日以降に休止、廃止した事業所も対象となるか	休廃止事業所の取扱いについては、以下の整理となります。 ・交付申請時点で廃止している事業所は補助の対象外 ・現に休止しているが、1月15日以降に請求実績があるものは補助対象
休廃業2	みなし指定により居宅療養管理指導事業所となっている医療機関・薬局のうち、実質的にまったく介護報酬の請求を行っていない医療機関・薬局についても対象事業所となるのか。	介護保険の事業実績が無い場合は、休止した事業所と同じ取扱となりますので、1月15日以降に請求実績があるものは補助対象となります。
休廃業3	介護保険の指定事業所ではあるが、令和2年4月1日以降、要介護者の利用者はおらず、専ら、介護保険対象外となる難病患者や医療的ケア児のみにサービスを提供していた訪問看護ステーションも対象事業所となるのか。	介護保険の事業実績が無い場合は、休止した事業所と同じ取扱となりますので、1月15日以降に請求実績があるものは補助対象となります。
休廃業4	令和2年4月1日以降に介護報酬の請求がないなど、介護サービスの提供実績がない場合は、支援対象とならないと理解してよいか。	介護保険の事業実績が無い場合は、休止した事業所と同じ取扱となりますので、1月15日以降に請求実績があるものは補助対象となります。
休廃業5	みなし指定を受けている医療機関も支援対象だが、これまで介護報酬を請求したことのない(介護サービスを提供したことのない)医療機関が、介護サービスに係る感染症対策のためのかかりまし経費の補助を受けることはできないという解釈でよいか。補助可の場合、感染症対策後、本当に介護サービスを開始したのか確認する必要はあるか。	介護保険の事業実績が無い場合は、休止した事業所と同じ取扱となりますので、1月15日以降に請求実績があるものは補助対象となります。
新設1	新規事業所の取扱いについての整理 令和2年度中という理解か。今後許可された事業所も随時対象になるか。	令和2年度中の交付申請受付期間中までに新設された新規事業所については補助対象となります。

【2】感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業 (静岡県版)

項目	質問内容	回答
新設2	①令和2年度に事業開始した施設等は支援の対象になるでしょうか。 ②対象となるかかり増し経費は、事業開始前に購入等したものも対象となりますか。	①対象となります。 ②新規開設の場合は、事業開始前に、新型コロナへの対応を踏まえた準備を行うことが想定されるため、当該費用も対象となります。
新設3	現在建設中(今年度完成予定)のサービス付き高齢者向け住宅に、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、Wi-Fi設備を導入するため、建設中の工事にWi-Fi設備設置工事を追加してもその設置工事費は対象となるか。	令和2年度に新設する事業所も補助の対象となります。「新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点」から、リモート通信環境整備等に向けたWi-Fi設備設置工事費用については、対象として差し支えありません。
期間1	感染症対策支援事業の対象期間は、支援対象者の記載から「4月1日以降」と思われるが、「かかり増しが発生した」とは、「発注」、「納品」、「支払い」のいずれ時期と解釈すべきか。	4月1日以降に購入(発注)したものが対象となります。
期間2	支援対象者については、「令和2年4月1日以降、感染症対策を徹底した上で、サービスを提供するために必要なかかり増し経費が発生した介護サービス事業所・施設等」とされているが、支援対象経費については、令和2年4月1日～令和3年3月31日までの支出が対象となるのか。	支援対象経費については、令和2年4月1日～令和3年3月31日までの支出が対象です。 ただし、今後の感染症発生防止のため、早期の執行に努めていただきますようお願いいたします。
期間3	対象経費の期間の終期は、申請日までに発生した経費と解釈してよいのか。	事業所支援の観点から、申請日時点で発生している経費のほか、購入予定経費や慰労金についての事前の概算払いも可能となります。
期間4	リース費用のリース期限は最長で令和3年3月末となるのか。	令和3年3月末までです。
期間5	感染症対策支援事業の自動車のリース費用について、5年リースの費用を一括で支払う場合、一括費用全てが補助対象となるか。按分して、令和2年度末までの費用のみ補助対象とするのか。	リース契約については、令和2年度末の分までを対象といたします。
他事業との区分1	施設・事業所が、1次補正分でしか請求できない主な事業メニューをわかりやすくご教示いただきたい。	職員の(割増)賃金、手当となります。
他事業との区分2	1次補正の「サービス継続支援事業」では、危険手当的な手当も対象とされたが、本事業においては対象外という考えでよいか。	職員の(割増)賃金、手当は、2次補正では対象外となります。
他事業との区分3	「介護サービス事業所等におけるサービス継続支援事業」と重複する場合、対象となるかかり増し経費を区別したうえで、「感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業」の補助対象としても良いか。サービス継続に対する支援と緊急包括支援交付金のどちらの交付対象にもあたる場合において、どちらの交付申請をするかは事業所の判断により、交付対象に該当するか否かは都道府県の判断によるのでしょうか。	1次補正と2次補正の対象経費は重複するものがあるが、それぞれ目的が異なるものであり、例えば1次補正は新型コロナが発生した施設等を対象とするものです。各補助金の優先順位はありませんので、各事業所の状況に適した補助事業を選択していただきたいと考えます。

【2】感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業 (静岡県版)

項目	質問内容	回答
他事業との区分4	通所スタッフが利用者宅に赴き介護サービスを提供するための専用車を緊急事態宣言中の5月に1,429,000円で購入し、実際にサービスを提供した場合、一次補正分の「サービス継続支援事業」で基準額満額の537,000円の申請を行い、二次補正分の当該緊急包括支援補助金で基準額満額の892,000円を申請することによって、最終的に車購入金額全額を両補助金で賄うことも可能であるか。	1次補正と2次補正の対象経費は重複するものがあるが、それぞれ目的が異なるものであり、例えば1次補正は新型コロナウイルスが発生した施設等を対象とするものです。各補助金の優先順位はありませんので、各事業所の状況に適した補助事業を選択していただきたいと思います。左記の事例も対象として差し支えありません。
他事業との区分5	介護サービス提供支援事業、慰労金支給事業、在宅サービス利用者への再開支援への助成事業及び環境整備への助成事業は、医療みなしの事業所も含まれるのか。	医療保険及び介護保険両方の指定(みなし指定を含む)を受けている事業所であっても、介護事業所としての業務で必要な経費が発生している場合や介護従事者として慰労金の支給が必要な場合には、介護事業所としての申請が可能となるため、その支給が必要です。なお、同一の対象に対する両交付金からの支払いや、同一の職員が両慰労金を受け取ることは禁止されます。慰労金については、受領委任に当たって、職員は他機関との重複受領をしない旨の制約を記載する必要があります。
他事業との区分6	訪問看護ステーションについては、医療分においても慰労金及び感染拡大防止等への支援があるが、感染拡大防止の経費については両方で助成できるのか。	医療保険及び介護保険両方の指定(みなし指定を含む)を受けている事業所であっても、介護事業所としての業務で必要な経費が発生している場合や介護従事者として慰労金の支給が必要な場合には、介護事業所としての申請が可能となるため、その支給が必要です。なお、同一の対象に対する両交付金からの支払いや、同一の職員が両慰労金を受け取ることは禁止されます。
他事業との区分7	訪問看護、訪問リハビリテーション等については、同一事業所が医療保険と介護保険の両方でサービスを提供することがあるが、その場合のかかり増し経費は、按分により医療分・介護分それぞれで申請が可能であり、その場合それぞれのサービスの上限額まで申請ができるという認識でよろしいか。	医療、介護それぞれの事業においてかかりまし費用が発生していると考えますので、お見込みのとおりです。
他事業との区分8	「令和2年4月以降、感染症対策を徹底したうえで、サービスを提供するために必要なかかり増し経費…」とあるため、要請を受けての休業又は自主休業期間中に発生(支出)した費用は対象とならないのか。	4/1以降の費用であれば対象となりますが、当該費用についてはまずは1次補正予算におけるサービス継続支援事業の優先活用をお願いいたします。
他事業との区分9	「感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業」の支援対象経費の中には、「介護サービス事業所等におけるサービス継続支援事業」と重複するものが多いですが、対象経費の内訳が分かれば、同一の事業所が両方の事業で支援を受けることは可能でしょうか。	両方の事業で支援を受けることは可能です。
他事業との区分10	訪問看護事業所(別添区分12)がタブレット等のICT機器を1,000千円で購入した場合、 ・介護サービス提供支援事業で518千円(支給上限) ・環境整備助成事業で200千円(支給上限) の計718千円の助成を受けることができる、という解釈でよいか。	それぞれの事業に申請を行うことで、合算して助成を行うことが可能です。
他事業との区分11	自転車やタブレット等のICT機器の購入又はリース費用について、事業者支援での支援事業と環境整備の助成事業の両方で申請してもいいでしょうか。	(1)①は感染症対策を徹底するためのかかり増し費用として、 (3)②は3つの密を避けるための環境整備として、それぞれ申請を行うことで両事業に申請を行うことが可能です。
他事業との区分12	コロナウイルス感染症発生施設で勤務する介護職員等が、帰宅困難につきホテル等に宿泊する必要がある場合の宿泊費は対象となるか?	対象として差し支えありません。なお、1次補正のサービス継続支援事業での支出も可能なので検討願います。

【2】感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業 (静岡県版)

項目	質問内容	回答
他事業との区分13	訪問看護ステーションは、医療分の対象事業所でもあり、同一の対象でなければ、介護分、医療分の両方の補助金を申請できるという理解でよいか。	お見込みの通りです。それぞれの事業で必要なかかり増し費用について申請が可能です。
他事業との区分14	介護報酬及び他の国庫補助金等で措置されているものは本事業の対象としないものとしてされているが、他の補助金における事業所の自己負担部分にこの事業の補助を充てることは出来ないという理解でよいか。 (例)他の補助金で衛生用品を購入し2分の1の補助を受けている場合に、自己負担部分の残り2分の1に本事業の補助を充てる事が可能か。	原則他の補助金で補助を受けている場合の自己負担部分に本事業を充てることはできない。
対象経費1	衛生用品購入費用や消毒費用・清掃費用は、どういった場合に支援事業でのかかり増し経費の対象となるのでしょうか。	どこからどこまでがかかり増しかという判断は技術的に難しいので、感染症対策を行った上で安全に事業を実施するために必要な費用であれば対象として差し支えありません。
対象経費2	「かかり増し」の判断は厳格に行う必要があるのか。例えば、衛生用品等の購入に要する費用や消毒費用・清掃費用等については、通常使用している分とかがかり増した分との区分が困難であると思われる。また、この期間に職員を増員した場合、その増員した職員が「感染防止のため」か否かについての何段・確認はどのように行うのか。	どこからどこまでがかかり増しかという判断は技術的に難しいので、感染症対策を行った上で安全に事業を実施するために必要な費用であれば対象として差し支えありません。
対象経費3	地域密着型特養の場合、定員29人でも1,160千円が上限となり、多機能型簡易居室を設置すると相当の自己負担額が発生することも想定されるが、こうした場合の補助単価の嵩上げ等の措置はないか。	補助単価について特例はないため、地域密着型特養の場合、1,160千円が上限となります。
対象経費4	特養等入所施設の入所者が新型コロナウイルスに感染して入院し、その後回復され退院できるようになっても、一定期間の健康観察が必要であったり、再陽性となり施設内感染のおそれがあることから入院前に入所していた施設にとって再入所の受け入れ負担が重いとの声が強いです。 こうした場合における再入所受け入れ負担を軽減し、退院後の健康観察を適切に行う体制を確保するため、特養等施設入所者の新型コロナウイルス感染による入院期間中、空床を確保しておくことに要する費用(減収相当額)について、支援を行うことはできるか。	2次補正予算においては、感染症防止にかかるかかり増し費用を助成するものであるため、ご要望の費用を対象とすることはできません。
対象経費5	支援対象とするかかり増し経費について、「かかり増し」か否かについては実績報告の段階で根拠資料が必要になるのでしょうか。	根拠資料については、県からの求めがあった場合に提出できるよう、各事業所において適切に保管する取扱をお願いします。
対象経費6	新型コロナウイルス感染症の第2波以降の発生時期と、季節性インフルエンザの時期と重なった場合に、「インフルエンザ対策」を含む広い感染症対策として購入するものについて、当該補助の対象としてよいか。	「インフルエンザ対策」を含む広い感染症対策として購入する場合も対象として差し支えありません。
対象経費7	「感染防止のための増員のため発生する追加的人件費」には職員の給料も含まれるか。給料は介護報酬により措置されるものか(第1次補正のかかり増し経費については、割増賃金、手当という規定であった。)	例えば、新型コロナへの対応で、空間を複数に区切ることや、消毒等の作業工数が増えたために、これまでの人員だけでは通常業務への対応が難しくなった場合に追加的に人員を配置するための人件費を想定しています。

【2】感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業 (静岡県版)

項目	質問内容	回答
対象経費8	「感染防止のための増員…」とあるが増員される職種は特に限定されていないのか。例えば、感染防止のために利用者からの事務・相談対応等にあたる職員や、施設内の清掃職員なども対象となるのか。	職種に限定はありません。
対象経費9	感染予防・体制構築支援のための、物品購入、施設改修、追加的人件費等について、他の目的で活用(人件費の場合は他業務への従事)することは可能か。	感染予防・体制構築支援として整理できるものであれば対象となります。
対象経費10	対象経費に「換気設備」があるが、例えば、ダイキンの換気ができるエアコンも対象と考えてよろしいか。	感染症対策に有効と考えるものであれば特段の商品の限定はございません。
対象経費11	「…情報共有のための通信運搬費」とあるが、具体的にどのような経費を想定しているのか。	一般的にコロナウイルス感染症が発生した場合においては、医療機関や関係機関との情報連携が頻繁に行われることを想定し、これにかかる通信費のかかり増し費用も読めるように例示しています。
対象経費12	タブレット等ICT機器の購入又はリース費用について ①オンライン面会に活用するタブレット端末の購入は対象となるか。 ②併せてwi-fi整備を行う場合ルーター、中継費の費用又は工事費は対象となるか。	①、②ともに対象となります。
対象経費13	支援対象経費について、「タブレット等のICT機器の購入又はリース費用(通信費用を除く)」とあるが、オンライン面会等の導入にあたりWi-Fi環境を整備した場合は、回線引込工事費等の当初費用は対象となるが、プロバイダ使用料等の月々の使用料は対象外という理解でよいか。	工事費等の当初費用は対象となるが、プロバイダ使用料等の月々の使用料は対象外です。
対象経費14	支援金のかかり増し経費の支援対象経費について、衛生用品等の感染症対策に要する物品購入とあるが、空気清浄機も対象に含まれるか。	空気清浄機や体温測定器等も対象と考えます。
対象経費15	多機能型簡易居室の整備は、事務所等のリースという形態に限られるのか。(半恒久的な)プレハブ等の工事整備等も対象となるのか。その場合、内装関係(家具・ベッド等の什器整備、電気・管工事等)の経費も補助対象となるか。	プレハブ等の工事整備等も対象となります。なお、内装関係(家具・ベッド等の什器整備、電気・管工事等)も必要な場合は補助対象となります。
対象経費16	改修例示には「面会室の改修」とあるが、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の対象となるような「多床室の個室化」以外の壁工事等は、当該緊急包括支援の対象となると解釈してよろしいか。	感染症対策であれば、特に制限はありません。
対象経費17	都道府県や保険者で独自にマスクやアルコールを頂いている場合、申請はできないのか。	同じ名目と内容(領収書)の重複補助は受けられません。
対象経費18	事業所においてエタノールを備蓄する際に、消防法上の支障は生じないか。 ※消毒用エタノール(アルコールの含有量60%以上のもの)については、消防法第10条第1項により、貯蔵所以外の場所でこれを400ℓ以上貯蔵することはならないとされる(ただし、消防署長等の承認を受けて行う10日以内の期間の仮貯蔵は除く。)	事業所において、適切に対応していただきたい。

【2】感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業 (静岡県版)

項目	質問内容	回答
対象経費19	感染症対策支援事業の対象経費に、新規利用希望者等のPCR検査費用は該当するか。	PCR検査は、医師が必要と判断した方が確実に検査を受けられるようにすることが重要です。PCR検査では、検体採取の際の手技が適切でない場合や、検体を採取する時期により、対象者のウイルス量が検出限界以下となり、最初の検査で陰性になった者が、その後陽性になる可能性もあり得るため、陰性だからといって安心できるものではなく、感染不安の解消に資するものではありませんが、その上で事業所のサービス提供にあたって必要不可欠な費用であれば対象として差し支えありません。
対象経費20	上限額に達するまで、複数回の申請は可能か。	可能ですが、できるだけ1回で申請してください。
対象経費21	簡易居室を整備する場合、需要の集中により納期が伸びること等も想定されるが、令和3年度に繰り越して執行することはできるか。	現時点において、繰越は想定していないが、繰越事由に該当した場合には諸手続きをとった上で、繰り越すことは可能と考えている。
対象経費22	感染症対策への業務負荷が増えている現状を踏まえ、感染症対策を徹底する業務時間を確保する目的として、職員の負担軽減や業務効率化を図るためのICT機器や介護ロボットの導入費用は認められるか。	それらの導入が、感染症対策に寄与するものと判断できれば、対象として認められます。
対象経費23	衛生用品等の感染症対策に要する物品購入として、紫外線殺菌照射装置は対象となるか。	新型コロナウイルスへの効果が認められると判断できる商品は対象として差し支えありません。
対象経費24	現在使用している自動車は、古くエアコンが壊れているため、車内の換気が出来ない。窓を開けることは出来るが利用者の危険が伴う。今後の感染拡大防止を考えると、新しく自動車を購入して対応したいが対象となるか。 同様に、老朽化している部品や物品の更新により感染拡大防止対策に繋がるのであれば、経費はかかり増しとして扱って良いのか。	新型コロナウイルス感染症対策に資するものであれば対象として差し支えありません。
対象経費25	介護老人福祉施設にて、2階以上の窓は転落防止のため数センチしか開閉できない仕様となっている。感染拡大防止のため施設内を換気する目的として、窓を全開出来るように改修し、転落防止格子や柵を設置する工事請負は対象となるか。 併せて転落防止器具の購入も対象となるか。	対象として差し支えありません。
対象経費26	原動機付き自転車は対象となりますか。	対象として差し支えありません。
対象経費27	空気清浄機も対象とあるが、清浄方法に指定はあるか。	空気清浄機などの清浄方法に特段指定はありません。
対象経費28	「緊急時の応援に係るコーディネート機能の確保等」について ①委託先の団体が、連携を行う各施設に対して、事前に応援体制の仕組み等の説明を行う説明会等を行う必要があるが、このための費用は対象となるか。 ②当該説明会等における外部講師の旅費・謝金も対象となるか。	①委託先の団体において「平時からの連携・調整及び、緊急時の応援に係るコーディネート機能の確保等」のために必要な経費と考えられるため対象として差し支えない。 ②上記説明会等に必要な経費であれば対象として差し支えない。

【3】在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業・
在宅サービス事業所における環境整備への助成事業 (静岡県版)

項目	質問内容	回答
利用者 1	サービス利用休止中の利用者への利用再開支援を行った在宅介護事業所等が対象となるが、この場合の補助金の積算に含められる「利用者」の範囲は、サービスの利用を休止している利用者のみと解してよいか。	サービスの利用を休止している利用者のみ対象です。
利用者 2	「利用休止中」について、利用者やその家族が自らサービス提供を拒否しているような場合と、介護支援専門員等と計画上也調整した上でサービス利用を休止しているような場合が想定される。いずれの場合にも、本事業の対象となるのか。	いずれの場合も対象となります。
利用者 3	1利用者につき、併給不可」とあるが、「電話による確認」と「訪問による確認」の併給が不可ということか。	利用者への利用再開支援については、1人につき併給不可であり、電話による確認の場合か、訪問による確認の場合かのいずれかを選択することとなります。
利用者 4	自主的にサービスを休まれている利用者についての場合でも、利用者調整した場合対象となるのか。また、自主的に休まれている際に、老健に入所してしまったり医療機関に入院されてしまった方などは対象となるのか。	要綱上サービス利用休止の理由は問われていません。また、老健や医療機関に入所・入院した場合には、退所・退院しても当該在宅サービスが必要であり、最後の在宅サービス利用から1か月間、当該在宅サービスを1回も利用していない利用者は対象となります。
利用者 5	利用者が介護保険を使わない全額自費負担の場合は対象になるか。(要介護等の認定のない方など)	利用者の自費・介護保険利用の区分はないので、要件に該当すれば助成対象としてよい。
サービス 1	通所リハと訪問リハを併用している利用者が、サービスを休止している場合、通所リハのリハスタッフ(訪問リハも同じスタッフ)が、利用者宅に訪問した場合、3,000円×2=6,000円受け取れるのか。	同一の利用者に対して、同一の者が支援する場合は1回のみ算定とします。
サービス 2	在宅サービス利用休止中の利用者に対して、介護支援専門員と連携した上で行った場合とされているが、居宅介護支援事業所も同様に利用者別に別のサービスのため電話連絡している場合、支援金額は両方の事業所から申請することはできるのか。	支援内容が異なることから、両方の事業所で算定が可能です。
サービス 3	感染症を防止するため、利用を1ヶ月控えた利用者に対してケアマネがケアプランを作成し、介護報酬を得ている。その場合でも、再開支援として、申請できるか。	介護報酬と本事業の再開支援は別物であるため、申請の要件を満たしているならば、介護報酬と併用して申請できます。
サービス 4	居宅介護支援事業所が電話確認し、さらに看護師等が訪問等した場合は、4.5千円となるということか。	お見込みの通りです。
期間	サービス再開支援事業における1か月の休止の定義について、4月1日以降から1か月が対象か。4月1日時点で1か月利用休止していた場合も含むのか。	4月1日時点で1ヶ月利用休止している状態であれば対象となります。
事業所	共用型認知症対応型通所介護(共用型デイ)については、「再開支援への助成事業」、「環境整備への助成事業」の対象に含まれるか。	両事業の対象として含まれます。

**【3】在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業・
在宅サービス事業所における環境整備への助成事業** (静岡県版)

項目	質問内容	回答
対象	交付要綱「別表5」の2について、「※4『調整等を行った』とは、希望に応じて所要の対応を行ったこと」とあるが、具体的に、所要の対応とはどのようなことを指すのか。	感染対策に配慮した形態での実施に向けた準備等を想定しています。
確認1	在宅サービスの利用休止中の利用者についての事実関係の確認に関する書類を残しておく必要があるのか。	介護支援専門員のモニタリング等の記録及び事業所においては利用実績等を証拠として令和8年3月31日まで保管してください。
確認2	「過去1ヶ月の間、当該在宅サービスを1回も利用していない利用者」について、実績報告において、利用休止を示す書類により確認を行うのか。 1回以上電話又は訪問を行った記録も、実績報告において提出してもらうのか。	基本は配布している申請様式により確認を行うことし、根拠資料については、県から求めがあった場合に提出できるよう、申請法人内等において令和8年3月31日まで保管してください。
申請額	在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業以外は、1,000円未満を切り捨てた額が助成額とするとされている。県から事業者への交付額について、再開支援への助成事業がある場合は1,000円未満の単数が生じるという理解でよいか。	再開支援への助成事業における基準単価には、千円未満の単価が含まれております。
環境整備1	交付要綱第3(4)在宅サービス事業所における環境整備への助成事業の支援対象経費が示されているが、同第3(2)感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業との違いを教えてください。	在宅サービスでは、新型コロナウイルスの影響により休業や利用控え等により特に利用再開に向けた支援が必要であるため、3(4)を設定しています。
環境整備2	環境整備に要する費用として、空気清浄器も含まれるか。	お見込みの通りです。
環境整備3	新型コロナウイルス感染拡大のため、室内を換気して3密を防ぐため、エアコンの設置、網戸の設置に係る購入経費も対象となるか。	3密対策に有効となるものであれば対象となります。
環境整備4	対象経費にタブレット等のICT機器と例示されているが、具体的にパソコン、携帯電話、Wi-Fi設備機器、大型テレビ、DVDレコーダー等の購入を検討したい。このような電子機器等を使用して3密対策を避けるための遠隔会議(リモート等)の環境整備に繋がるのであれば対象となるか。	対象として差し支えありません。
環境整備5	「感染症を徹底した上での介護サービス提供支援事業」と「在宅サービス事業所における環境整備への助成事業」の併用について、両事業で基準額満額の申請を行い、通所スタッフが利用者宅に赴き介護サービスを提供するための専用車を1台購入することは可能か。	在宅サービス事業所は両事業の目的を踏まえ、両事業に申請を行うことが可能です。両事業は対象経費は重複するものがあるため、目的を整理した上で各事業所の状況に応じた形として申請して差し支えありません。

項目	質問内容	回答
定義1	「感染者」の定義について教えてください。	感染者はPCR検査の結果、陽性と判定された者となります。
定義2	「濃厚接触者」の定義について教えてください。	濃厚接触者は保健所の判断となります。
基準額1	国実施要綱第3(1)①から③に該当する通所サービス事業所が④を行った場合は、基準額は倍額となると考えて良いですか。	倍額となります。
基準額2	基準単価表(2)介護サービス事業所等への連携支援事業の中で、入所施設・居住系施設で定員単位で基準額が示されているが、この定員は施設の定員という理解でよいか。	施設の定員となりますが、(2)の事業は派遣元施設のかかり増し経費となるため、派遣元施設の基準単価や定員を使います。
申請回数1	1事業所1回の助成とあるが、初回交付で基準単価を下回る交付を受けた事業所が、後日感染が発生して別途かかり増し経費が発生した場合でも、再度の申請はできませんか。	原則1回ですが、資金繰り等やむを得ない場合については、要綱別添の基準額までは追加で申請が可能です。(2回とはカウントしません)
申請回数2	1事業所・施設当たり1回までの助成とされていますが、「(1)介護サービス事業所等におけるサービス継続支援事業」と「(2)介護サービス事業所等との連携支援事業」の両方を申請する場合は、1回にまとめて申請しなければなりませんか。	タイミングが同時期でない場合など必ずしも1回でまとめられない場合は分けて申請しても差し支えありません。
対象事業所1	「介護サービス事業所等におけるサービス継続支援事業」の対象事業所のうち、④には「訪問サービスを行わず、電話による安否確認のみを行っている事業所」も含まれますか。	訪問サービスを行っている事業所が対象となります。
対象事業所2	通所系サービス事業所が、訪問によりサービスを提供する際には、国実施要綱では「居宅を訪問し」と記載されているが、「人員基準等の臨時的取扱い(その6)」にあるとおり、電話による安否確認のみの場合でも、助成対象となると考えて良いですか。	電話の安否確認については介護報酬の対象となりますので、居宅を訪問しない場合はかかり増し経費の対象とはなりません。
対象事業所3	補助対象事業所には、保険医療機関のいわゆる「みなし指定」を受けている介護保険適用事業所も含まれますか。	対象となります。
対象事業所4	補助対象事業所に「養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅(定員30人以上)」と、「養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅(定員29人以下)」とありますが、「特定施設入居者生活介護」に該当しない養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サ付住宅も補助対象なのでしょうか。	特定施設でなくても対象となります。
対象事業所5	サ高住にて訪問介護、通所介護サービスを利用している利用者が感染者だった場合、割増賃金と手当の支給及び消毒費用、衛生用品の購入の補助対象は、訪問介護事業所、通所介護事業所のみならず、サ高住そのものも対象となりますか。	対象となります。

項目	質問内容	回答
対象事業所 6	休業事業所と連携した事業所について、休業事業所と同一法人の事業所が連携した場合は対象外となりますか。	同一法人如何にかかわらず対象となります。
対象事業所 7	国実施要項3(1)④の感染症の発生者や濃厚接触者がいない通所系事業所が訪問サービスを実施する場合については、自主休業をした場合のみ事業の対象となりますか。それとも、通常営業に加え訪問サービスを提供した場合も対象となりますか。	国実施要綱3(1)④については、通常のデイサービスの一部を訪問に切り替えた場合も対象となります。
対象事業所 8	「人員基準等の臨時的な取扱い(第4報)」の問1において、「感染拡大防止の観点から、利用者の希望に応じて通常のサービス提供と訪問によるサービス提供を組み合わせる場合」も人員基準等の臨時的な取扱いの対象とされていることから、この場合も、実施要綱3(1)④の対象事業所になると考えてよいですか。	差し支えありません。
対象事業所 9	陽性者の濃厚接触者だったためPCR検査を実施し、陰性と判断された利用者は、保健所から自宅待機の指示がある期間は濃厚接触者であり、その期間中に事業所が対応した場合は助成対象との考えで良いですか。	お見込みのとおりです。
対象事業所 10	市内で新型コロナウイルス感染が発生していない状況であっても、事業者の判断で国実施要綱の3(1)④にあるように、通所から訪問に切り替えたときも補助対象となるのでしょうか。	全国的な感染拡大を踏まえ通常の規模で運営できない状況と考えられるため対象となります。
対象事業所 11	国実施要綱3(1)④で「①～③以外の通所系サービス事業所(小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所(通いサービスに限る)を除く)とありますが、小多機と看多機の通いサービスは対象外ということになりますか。もし対象外である場合、小多機と看多機は、同ページ①から③、または連携支援事業に該当した場合に対象となりうるということでしょうか。	お見込みのとおりです。小多機、看多機は通常サービスの訪問に切り替えるだけですので、業態変更のかかり増しには該当しないという整理です。
対象事業所 12	継続支援については、福祉用具貸与事業所は対象外となっていますが、なぜでしょうか。居宅を訪問した場合に、濃厚接触者に対応することとも考えられますが、いかがでしょうか。	福祉用具は人が集まって提供される形態ではなく、また、通所等の代替サービスとして提供されることも想定されていないため、対象外という整理となりました。ただし、他サービスとの連携支援への補助に関しては、福祉用具事業所も関係者の一員として対象となっています。また、福祉用具貸与事業所はモニタリングを居宅訪問で行わなくてよいことになっております。
対象事業所 13	別添基準単価(1)②を申請する場合、例えば、利用者1名の陽性者に対し、3事業所がサービスを提供していた場合は、同一法人であっても他法人であっても3事業所それぞれが申請できますか。	同一法人如何にかかわらず、かかり増した経費があればそれぞれの事業所分について申請が可能です。なお、同一法人の場合は、原則として同一法人の、静岡県内の全ての事業所分を、一括して法人が申請します。

項目	質問内容	回答
対象経費1	連携支援事業における職員応援派遣に係る費用について次のような場合も該当しますか。 ①連携により利用者を受け入れた場合の、既存の職員の割増賃金について。 ②応援派遣した職員の穴を埋めるため、新しく職員を雇った場合の、派遣した職員の割増賃金及び、新しく雇った職員に係る職業紹介料や賃金について。	①、②のいずれについても対象となります。
対象経費2	遡って手当を支給した場合も、補助対象となりますか。	令和2年1月15日以降に発生したかかり増し経費であれば補助対象となります。
対象経費3	対象経費は、申請時点で既に発生済みのもののみでしょうか。	事業所の申請時点で発生しているかかり増し費用について補助を行います。
対象経費4	令和2年1月15日以降に休業要請を受けた事業所や感染症患者が発生した事業所等が既に支出した経費(衛生用品購入費、割増賃金・手当等)についても、本補助金の対象となりますか？	令和2年1月15日以降から本事業は対象となりますが、事業所の個別の対象経費の起算日は休業要請を受けた日や感染が発生した日以降となります。
対象経費5	対象経費は「感染者・濃厚接触者」に対応した分のみであり、その他の利用者に使用する分は対象外でしょうか。 若しくは事業所全体で、例示いただきましたすべての経費が対象となるのでしょうか。	事業所が本事業の要件に当てはまる場合は、当該施設の職員全体が事業の対象となります。
対象経費6	「感染疑い」(肺炎症状を示してPCR検査まで行ったが「陰性」と判定された利用者や同居家族等)ケースの対応に、かかり増し経費が生じた場合は国庫補助対象外ですか？	本事業の対象となるのは国実施要綱3(1)(2)の場合のみとなります。(感染疑いのみの場合は、対象となりません。)
対象経費7	対象経費について、本事業の補助金だけでなく、別の補助事業から補助金を受ける場合は対象となりますか？	国実施要綱4(3)②にあるとおり、他の補助金で補助を受けている費用については、補助の対象となりません。(二重に交付はできません)
対象経費8	国実施要綱3(1)※1「ウ 事業継続に必要な人員確保のための職業紹介料、(割増)賃金・手当、旅費・・・等」とあるが、感染者支援や感染した職員の代わりとして、「新たに職員を雇用する」場合の人件費も含まれますか。	含まれます。
対象経費9	国実施要綱3(1)※2「ウ 職員を応援派遣するための諸経費(職業紹介料、(割増)賃金・手当、旅費・・・等)」とあるが、職員を派遣することにより、派遣元施設等での利用者支援を継続するため、「新たに職員を雇用する」場合の人件費も含まれますか。	含まれます。
対象経費10	国実施要項3(1)で例示されている※1工における「介護報酬上では評価されない費用」とは具体的に何を指しますか。	例えば、連携事業所で引継ぎを行う際の移動に係る交通費や引継書類作成に係る印刷費などを想定しています。
対象経費11	休業した短期入所サービス事業所が、代替サービスとして訪問サービスを実施した場合のかかり増し経費は、助成対象外と考えて良いですか。	国実施要綱3(1)④のとおり、通所系サービスに限られます。

項目	質問内容	回答
対象経費12	令和2年1月15日以降に休業要請を受けた事業所や感染症患者が発生した事業所等が既に支出した経費(衛生用品購入費、割増賃金・手当等)についても、本補助金の対象となりますか？	令和2年1月15日以降から本事業は対象となりますが、事業所の個別の対象経費の起算日は休業要請を受けた日や感染が発生した日以降となります。
対象経費13	国実施要綱3(1)(例)のウ、コの職員確保費用について、手当とあるが、どういった手当を想定していますか。手当の対象、単価等あればお示しいただけますか。	新型コロナの対応を踏まえて、通常では出していない手当を支給した場合は対象となります。手当の内容、対象、金額については事業所等で定めることとなります。
対象経費14	国実施要綱3(1)(例)以降にある損害賠償保険について、派遣職員の怪我や感染した場合の補償を対象とした保険も対象となるか。	事業の実施に必要な保険であれば対象として差し支えありません。
対象経費15	派遣元の事業所では、感染症が確認された施設に派遣された職員に対して、直ちに勤務させるのではなく、2週間程度休業させることも考えられます。その場合の件費は、対象経費となりますか。	その方が従来からの職員であれば、基本は介護報酬で件費を見て、その方が休む間に勤務する者の超過勤務手当や非常勤職員の新規雇用などが、本事業のかかり増し経費となります。
対象経費16	<p>感染防止のためにあらかじめ購入したものは、対象外であり、濃厚接触者が発生した時点から対象ということだが、以下のような場合は、対象とみなせますか。</p> <p>(1) 感染の疑いのあるものが発生して、PCR検査まで時間がかかり、感染者と断定されるまで一定の期間があった。疑いがある時点で、消毒の実施や割増賃金などを行った場合は、対象となりますか。あくまで、感染者と断定されて以降の経費が対象となるのですか。</p> <p>(2) 国実施要綱3(1)④で、通所サービス事業所が自主的に休業を行い、訪問サービスを実施した経費が対象となるが、令和2年1月15日以降の経費であれば、自主休業を行う前に、訪問サービスを行うため(今後行うための備え)に要した経費(車の購入、訪問サービスのための人員確保経費等)は、対象となりますか。</p>	<p>(1) ご照会の状況であれば、感染の疑いがあると認識しそれを踏まえた対応を行っている時点から、一連のかかり増し経費として差し支えありません。</p> <p>(2) 国実施要綱3(1)④は自主休業(完全休業・一部休業・縮小)のみならず、利用者がサービス利用控えをしている場合も含まれます。これらの場合に通所介護事業所が、訪問サービスの実施に要した費用は対象となります。</p>
対象経費17	国実施要綱3(1)②について、介護サービス事業所において利用者又は職員に感染者が発生し、消毒・清掃等を行った。利用者は自宅待機となり、事業所は自主休業を行うことになった場合、「消毒・清掃等」の経費については事業を継続していないため、今回の「補助対象とはならない」と考えてよろしいでしょうか。同様に3(1)③についても、同じと考えてよろしいでしょうか。	国実施要綱3(1)②③に該当した時点で、その後休業の有無にかかわらず、かかり増し経費が発生すれば補助対象となります。
対象経費18	濃厚接触者に対応した事業所の場合、濃厚接触者に対応した時点からのかかり増し経費が対象とのことでした。次のような場合はどの時点からの経費が対象となるのでしょうか。 例 4/8にA利用者にサービスを提供(これ以降はサービス提供していない)、4/10にA利用者に発熱症状、4/20にA利用者に陽性診断 4/8、4/10、4/20いずれの時点からのかかり増し経費が対象になるのでしょうか。	A利用者に陽性診断がでたのが4/20ですが、それ以前に陽性の疑いを想定して対応を行った場合は、その時点から起算して差し支えありません。